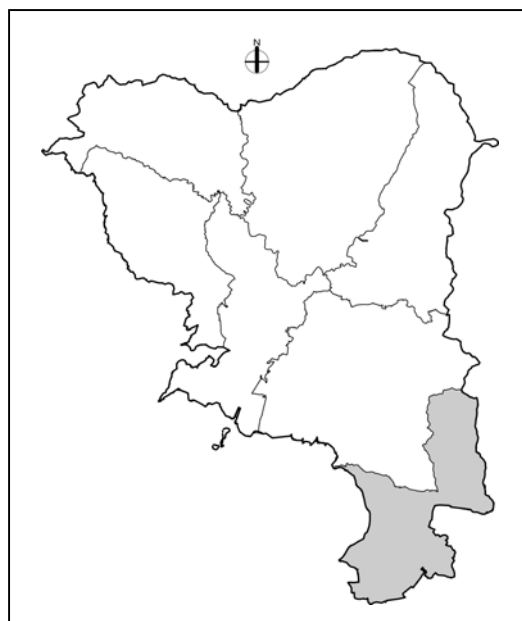


8. 福山地域

8-1 地域の現況特性と主要課題

(1) 現況特性

- ・福山地域は、国道10号、国道220号、国道504号が通り、大隅半島の陸上交通の要衝となっています。
- ・人口は、平成17年時点において6,970人であり、近年減少を続けています。また、高齢化率は30.1%となっています。
- ・錦江湾に面して急峻な傾斜地の迫る海岸地帯と緑豊かな高原地帯からなり、集落、農地のほか、工業団地や宅地開発による住宅地などの土地利用もみられます。
- ・農業主体の地域で、温暖な海岸地帯では全国的にも知られる黒酢醸造や小みかんなどの果樹栽培、冷涼な高原地帯では鹿児島黒牛や野菜の生産が行われています。
- ・海岸地帯の福山総合支所周辺と台地上の牧之原支所周辺には、主要な公共施設や商店等が集積しています。
- ・地域の中央部が福山都市計画区域に指定されています。



(2) 主要課題

- ・広域交通条件を生かし、特色ある産業を継承しながら、企業誘致や観光振興など産業・交流機能の強化を図る必要があります。
- ・人口減少や高齢化が進んでおり、レクリエーション施設や定住環境の整備により、若者の流出を抑制し、交流人口の増加や人口流入の促進を図る必要があります。
- ・大隅半島の玄関口としての交通需要への対応と地域住民の利便性の向上を図るため、地域内外を結ぶ道路網の整備や公共交通の再編・充実に努める必要があります。
- ・錦江湾に面する土砂災害警戒区域等においては、自然災害の防止や各地区での生活環境の向上に努め、快適で安心・安全な地域づくりを進める必要があります。
- ・海岸沿いの樹園地や台地上の畑、水田など農地の保全、農業生産環境の維持向上とともに、海岸地帯や高原地帯の貴重な自然環境の保全を図ることが求められます。



福山総合支所周辺に広がる海岸線

8-2 将来の整備目標

(1) 将来イメージ

桜島を臨む海辺や緑豊かな高原
伝統ある産業を生かした、人々が集い・交わるまち

(2) 整備目標

豊かな自然環境や個性的な伝統産業を保全・継承し、まちづくりに生かすとともに、海浜と高原のレクリエーションゾーンの形成や新たな産業育成など広域交通条件を生かした活力あるまちづくりを進める

福山総合支所周辺と牧之原支所周辺を「地域拠点」と位置付け、地域の活性化や生活利便性の確保等に向けた土地利用を推進するとともに、良好な住環境等を保全し、拠点性の維持・向上を図る

快適で安心・安全に暮らすことができる魅力的な定住環境づくりを進める

8-3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用の方針

- ・西牧之原工業団地においては基盤整備を進めるとともに、周辺の自然環境や住宅地に配慮しながら、企業誘致や生産環境の整備に努めます。
- ・地域拠点を除く丘陵森林農業地域については、無秩序な市街地の拡大を抑制するエリアとして位置付け、自然と調和した地域環境の維持に努めます。
- ・農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全に努めるとともに、未整備地区における整備の推進を図ります。
- ・山岳森林地域については、荒磯岳周辺等地域北部に広がる保安林・国有林等の適切な維持管理に努め、森林の保全を図ります。

(2) 市街地整備及び住環境整備の方針

- ・福山総合支所周辺については、商店など身近な生活サービス機能を維持し、既存住宅地における良好な住環境の維持・向上を図るとともに、つば畑や、歴史的・文化的資産、桜島への眺望などを生かした海辺のレクリエーション地域として、地域の振興・活性化を図ります。
- ・牧之原支所周辺については、国道10号及び国道504号沿いという交通利便性及び平坦地としての特徴を生かし、近隣地域の良好な住環境の維持向上及び生活サービス機能の維持・充実を図ります。
- ・その他の集落地については、周辺の森林や農地との調和を図りながら、住環境の維持・改善を図ります。

(3) 道路・交通施設整備の方針

- ・増加する交通需要への対応と合わせ、市中心部へのアクセス性の確保や地域内の連絡など、地域住民の利便性の確保を図るため、通過交通と地域内の発生交通との分離を図りながら、幹線道路網の整備・充実を図ります。
- ・国道10号、国道220号、国道504号等の幹線道路における整備予定区間の改良、整備促進に努めます。
- ・本地域から霧島地域、牧園地域を経て横川地域に至る外環状線の整備を検討します。
- ・路線バスとふれあいバスのダイヤ調整を行うなど地域公共交通の見直しを行い、日常生活において公共交通を必要とする市民の移動環境の向上に努めます。

(4) 都市公園・緑地整備の方針

- ・牧之原地区において進められている、まきのはら運動公園の整備を促進し、観光や人々の交流の場として活用を図ります。
- ・牧之原近隣公園、亀割公園（近隣公園）をはじめとする既存公園の環境を保全するとともに、身近な公園の適正な配置を検討します。また、これらの施設の維持管理については、地域住民との協働を検討します。

(5) 下水道・河川整備の方針

- ・合併処理浄化槽の普及を推進し、生活環境の向上を図ります。
- ・志布志湾に注ぐ^{ひしだ}菱田川等の河川や錦江湾に直接注ぐ中小河川については、計画的な改修・整備による総合的な治水対策を進めます。
- ・^{ひしだ}菱田川、月野川、検校川の清流や、水の駅^{かれいがわ}佳例川公園等の保全を図るとともに、その他の河川についても豊かな水辺環境の創出を検討します。

(6) 供給処理関連施設整備の方針

- ・国分^{しきね}敷根～福山地区連絡管配水池の整備を図り、水道施設の適正な維持管理に努めます。
- ・簡易水道施設の維持充実を図るとともに、地域内に立地する福山^{ほせ}宝瀬不燃物処分場の適切な維持管理に努めます。

(7) 都市環境形成と保全の方針

- ・土地利用の適切な規制・誘導と市民・行政の協働により、本地域の特色である海岸地帯の斜面緑地や丘陵地の緑、屋敷林や寺社林などの豊かな自然環境の維持、保全を図ります。また、斜面緑地等を保全するため、必要に応じて緑地保全地域等の指定を検討します。
- ・福山港周辺において、(仮称)福山海浜公園の整備を推進し、親水護岸や緑地広場な

- ど海辺のレクリエーション機能の充実を図ります。
- ・関係法令に基づき、本地域で確認されているギンイチモンジセセリ*、地域南部のススキ草原、鹿児島湾岸のアコウ個体群*といった貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。
 - ・(仮称)福山海浜公園をはじめ自然と親しめる拠点等を活用しながら、環境学習や自然とのふれあいを促進します。

(8) 都市景観形成の方針

- ・桜島を臨む錦江湾に沿った景観を「水と緑の景観軸」と位置付け、重要な景観資源として保全・活用します。
- ・国分平野や錦江湾・桜島を臨む眺望、水辺と斜面緑地が一体となった海岸部の景観、酢つぼが畑一面に整然と並べられた景観、緑あふれる高原の景観や、福山のイチヨウ*、旧田中家別邸・庭園*などの歴史・文化的景観、緑豊かな住宅地・集落地の景観など、本地域の特色ある景観を地域の誇りとし、市民と行政の協働により保全・創出を図ります。

(9) 都市防災の方針

- ・海岸部に多く指定される土砂災害警戒区域においては、その周知に努め、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進します。また、高潮・津波危険地域災害防止のため、情報伝達や避難体制の整備、地域住民への意識啓発などを推進します。
- ・国道10号、国道220号、国道504号等の緊急輸送道路においては、防災機能の確保に努めます。また、市有建築物や住宅・建築物についても耐震化の促進を図ります。
- ・地域住民と行政の協働により地域防災体制を強化し、災害時の被害軽減に努めます。

■ 福山地域まちづくり方針図

